

電力会社の廃炉会計に関する比較研究

谷 江 武 士

はじめに

本稿は、電力会社の廃炉会計（Nuclear Decommissioning Accounting）について各国の会計制度と比較して論じたものである。これまで私は日本の廃炉会計と電気料金との関連について「電力会社の廃炉会計と電気料金」（『名城論叢』第15巻特別号、2015年3月、名城大学経済・経営学会）の中で考察したが、さらに日本の廃炉会計の特徴を明らかにするには主要各国の廃炉会計との比較考察が必要と考えたからである。日本では、経済産業省資源エネルギー庁が東京電力福島原発事故に伴ない廃炉会計処理を行う必要に迫られて委員会のもとで有識者・専門家により廃炉会計規定が検討された。一つには、日本では、有形固定資産の取得時に資産除去債務会計における資産・負債両建て方式により原則的な費用計上をする。資産除去債務会計では、この資産・負債両建て方式では減価償却費と支払利息の計上により費用の拡大計上が生じる。また二つには、2015年3月以降、電気事業会計規則は、電力会社が原子力廃止関連仮勘定を新設し、設備の簿価について経済産業大臣の承認を受けて、新勘定に振り替えることを可能とし、新勘定を10年間で、定額法で償却することを規定する。これに関連した設備の簿価は、現行制度のもとでも規制料金の原価に算入して回収する。電気事業会社は、新勘定の償却費を小売り規制料金の原価に含めることを可能にする。本稿では海外のドイツ（IFRS/IAS）やアメリカの廃炉会計処理

（SFAS143）と比較して日本の廃炉会計を見ていこう。

1. 各国における電力会社の廃炉に関する会計制度

日本では原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見積もり運転期間にわたり、想定総発電電力量に対する原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、2015年3月13日に公表された「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令）以降は、見込み運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による方法に変更した。電気事業会計規則によると、廃炉のために原子力廃止関連仮勘定（以下、「新勘定」と略）を新設し、制度の対象となる設備の簿価等について新勘定に振り替え計上することを可能とし、新勘定を10年間で均等償却することを規定した⁽¹⁾。

各国における原子力発電所の廃炉費用の積み立て方法（表1）を見ると、原子力発電を行う主な諸外国においては、いずれも資産除去債務会計基準を採用している。発電量によらず、すべて定額法を用いて定期的に費用化していることが分かる。費用化の期間は、ドイツが一番短く30-40年、米国・フランスが40年（当初40年とし、60年まで延長）、イギリスが、35-40年（当初35,40年とし10年,15年延長）となっている。

ドイツでは原子力法を改正し、現有17基の

表1 各国における原子力発電所の廃炉費用の積み立て方法

	米国	フランス	ドイツ	イギリス
料金	規制・自由	自由	自由	自由
費用化の方法	定額法	定額法	定額法	定額法
費用化の期間	40年 *当初40年とし、 60年まで延長	40年 *当初40年とし、 60年まで延長	30～40年程度	35年～40年 *当初35、40年と し、10年、15年延長

(出所) 資源エネルギー庁『電気料金に対する基本的な考え方』2013年7月、15ページ。

原子炉のうち2011年8月6日までにまず8基の稼働を停止、残り9基を2015年、17年、19年に各1基、2021年、2022年に各3基を段階的に廃炉にしていくことを決定した(ドイツ原子力法第7条1項)。「原子炉の停止・閉鎖・解体と使用済核燃料、放射性廃棄物の処理に要する費用の確保・負担については、原子力法第9a条1項に規定の当事者責任(発生者負担)原則(Verursacherprinzip)から、全面的に原子力発電事業者がその義務を負うこととされている。こうして、いわゆるバックエンド費用のための資金準備は、事業者が貸借対照表上、所要の会計処理—原子核引当金(nuklearrückstellung)の設定を通じて行うこととなる。」⁽²⁾

ドイツの廃炉引当金会計の実務(表2)は、原子力発電施設の停止措置費用を、当該固定資産の取得、製造原価に算入した上で、耐用期間にわたって費用化していくとしている。決算書の作成基準はIFRS/IASに準拠して行われる。廃炉引当金の会計的意味について「資産除去債務会計は、廃炉措置がもたらす不可避の『法的義務』であることから、廃炉という将来事象を『発生の可能性の高い(probable)将来経済便益の犠牲』・負債と捉え、その同額を資産原価に算入する処理法であり…費用・損失の早期・拡大計上を可能にする資産・負債アプローチと期待キャッシュ・フロー・アプローチの複合論理ということができよう」⁽³⁾と指摘さ

れている。

また、アメリカの廃炉に関する会計(SFAS143)では、「廃炉費用を原発の取得において不可欠なものとして捉え、原発の取得と廃炉とを一取引として認識することにより、原発簿価に性質の異なる取得代価、取得に伴う付随費、廃炉費用が一括して算入され、当該原子力発電施設全体として将来の経済的な便益(安全性、環境汚染防止)をもたらすことが可能となる。また、その後原発稼働に伴い、廃炉費用を耐用年数にわたって減価償却により配分するという会計処理が可能となる」⁽⁴⁾。アメリカの廃炉費用の処理方法も、原発簿価に廃炉費用を含め、耐用年数にわたり減価償却により配分するので、費用・損失の早期・拡大計上を可能にする。

2. 日本における廃炉会計

日本の場合、原子力発電所は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた期間を原則的な引当期間とし、定額法で引き当てを行い、料金を回収する⁽⁵⁾。経済産業省によると原発の廃止措置の費用は、小型炉(50万kw級)が350億から476億円程度、中型炉(80万kw級)が434億～604億円程度、大型炉(110万kw級～138万kw級)が558億～834億円程度の金額となっている⁽⁶⁾。

2013年7月に資源エネルギー庁は、「電気料

表2 ドイツの廃炉引当金会計の実務

	E. ON AG	Vattenfall Europe AG	RWF AG	EnBW AG
決算書の作成基準	IFRSに基づいて作成している。	IFRSに基づいて作成している。	IFRSに基づいて作成している。	IFRSに基づいて作成している。
貸借対照表	核エネルギー領域除去引当金を一括計上する。		核エネルギー領域除去引当金 ┌長期 └短期	
付属説明書	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 民法上の契約締結済除去引当金 ┌ 未契約除去引当金 ┌ ① 使用済核燃料棒除去 ┌ ② 使用済核廃棄物除去 ┌ ③ 原子力発電所施設の除去 └ ① ③は有形固定資産の原価に算入。 	棚卸資産のなかに核燃料棒の額を示し、消費分を当期の費用に計上する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済み核燃料棒除去 ② ー ③ 原子力発電所施設除去コスト（有形固定資産の原価算入） 	E. ON AGと同じ 割引率は5%	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 公法上の義務のあるもの ┌ 事業認可による条件のあるもの ┌ 原子力関連除去引当金 └ ① ③のコストの割引価値を始動時に生産設備の原価に算入し、規則償却する。 └ ② 割引率は5.4%

(注) 2012年ドイツ原子力事業の連結決算書より。

(出所) (1) 五十嵐邦正「ドイツ原子力事業の会計」『会計』第184巻第6号（2013年12月1日）2～3ページより。

(2) 佐藤博明「ドイツにおける廃炉措置会計の制度と実務」『会計』第188巻第2号（2015年8月）109-123ページより。

金に対する基本的な考え方」(資料)を示した⁽⁷⁾。算定された総原価は、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、自由化部門と規制部門の費用に配分され、配分された費用の合計額と料金収入が一致するように、規制料金の各メニューが設定される⁽⁸⁾。

この総括原価の中に「(原子力発電設備の)減価償却費」や「原子力発電施設解体費」を算入する。この「原子力発電施設解体費」は、原子力発電施設解体引当金を引き当てたときに生ずる費用項目である。

通常の廃炉の場合、発電と廃炉を一体の事業と考え、原発の減価償却費や引当金繰入額を料金原価に含める。運転終了後の残存簿価から発電のみ使用する設備を減じた額を各期に費用配分する。

事故炉の廃炉の場合、東電の場合では特別損失を見積もり計上した。原子力発電施設解体引当金は、発電実績に応じて引き当てるが、原発が稼働していることが前提となる。原発停止で

あることから従来の生産高比例法から定額法への変更が考えられた。このような変更をしたのは事故炉の場合、原発が稼働していないため発電実績がなく生産高比例法では原子力発電施設解体引当金の計算ができないからである。このため定額法に変更した。廃炉後も施設解体引当金の費用は料金原価に含めた。

経済産業省は、2015年3月に電気事業法の省令を改正し、原発を廃炉にするとき、一括費用計上分を10年間に均等償却できるように会計制度を改正した。このため廃炉中も格納容器などの設備（全体の半分）は、運転終了後も減価償却費を計上できるようにした。この減価償却費は、規制料金制度のもとで総括原価に算入され電気料金として回収される。

また電力自由化後も廃炉費用を電気料金に計上できるように委員会等で検討してきた結果である。自由化後は託送料の中に廃炉費用を加えることによって回収できるようにする。「競争が進展する中においても総括原価方式の料金規

制が残る送配電部門の料金（託送料金）の仕組みを利用し、費用回収が可能な制度とする」⁽⁹⁾ことが考えられている。

さらに電気事業会計規則によって電気料金で廃炉費用を回収できるような会計的枠組みを作ったのである。日本の廃炉費用は電力会社の負担といわれているが、最終的には廃炉費用は、総括原価を通して消費者の負担にしている。この点でドイツやアメリカの廃炉費用の負担が電力会社にあるのと異なっている。

2. 廃炉会計に関する桜井徹氏・蓮見雄氏の質問への回答

日本比較経営学会第40回大会(2015年6月)のCALL FOR PAPERセッションで私は「電力会社の廃炉会計と電気料金」と題するテーマで報告した。その際に桜井徹氏(日本大学教授)と蓮見雄氏(立正大学教授)から次のようなコメント・質問があったが時間切れのために十分な回答ができなかった。本論文と関連しているために回答により補足しておきたい。

(1) 桜井徹氏のコメント・質問への回答

まず桜井徹氏のコメント・質問、ついで蓮井雄氏の質問に対する回答をしていこう。

桜井徹氏は、谷江報告の意義に関して以下のようにコメントし、まとめられている。

1. 原子力廃止に係わる会計=廃炉会計について
2. 1985年以降から福島原発事故における一連の会計制度変更に関する分析によって
 - ・引当金制度から2010年の資産除去債務会計の変更
 - ・生産高比例法から定額法へ
 - ・耐用年数と資産の範囲（解体のための設備も含む）
3. 廃炉費用計上が電力会社の財務悪化の回遊に奉仕してきたこと、

4. 東京電力の電気料金値上げの申請と実際との乖離を分析することによって、廃炉費用を消費者に負担させる点を明らかにしようとしたことにある。

この上で桜井徹氏は、4点にわたり質問された。この質問に対して回答していきたい。

1. 廃炉費用は広義の減価償却費の一部なのか
(回答) 廃炉費用とは、原子力発電を使用した後に停止し、その設備を解体・撤去する費用である。この解体・撤去する時の費用を予測して引当金を計上していたが、今日では資産除去債務会計基準により計上している。原子力発電事故による廃炉の場合には、特別損失として計上するのがよいと考える。減価償却費は、原子力発電の見込運転期間にわたり発電実績により費用として認識し、総括原価に算入し、電気の消費者が負担する。廃炉に必要な設備は資産とみなし減価償却費を計上する。しかし会計理論上廃炉を前提とした資産は、将来経済的便益をもたらさない点で、資産とはいえない。

2. 廃炉費用は誰が負担すべきか

- ・現状：福島第一原発：東京電力と損害賠償・廃炉支援機構
- ・経済産業省：電気料金への負担転嫁による電気・電力利用者
- ・谷江氏？

(回答) 廃炉費用の負担は、最終的に電気料金を通じて電気の消費者に負担させている。電力会社が責任を持って廃炉費用を負担すべきである。原子力発電の廃炉によって減価償却費の未償却部分の負担が重く、一度に特別損失として処理すると経営破綻するといったが、経営破綻には到らなかった。

3. 電力自由化・発送電分離と廃炉費用負担の関係は？

(回答) 経済産業省が進める発電、送配電、

小売りの3事業への分離後に、廃炉費用は新規参入者を含む小売り会社が電気消費者（国民や企業）に負担させるために、電気料金に含めて徴収する公算が大きい。現在、電力会社は電気料金の中に廃炉を含む原子力発電の費用を含めて回収している。規制部門では総括原価方式により消費者に負担させて電気料金の中に含め原子力発電に関する費用を回収している。電力自由化のもとでは総括原価方式は、2018～20年に廃止されるといわれ、費用負担の仕組みをどうするか。新たな案は小売会社などが送配電会社に支払う送電線利用料に廃炉費用を上乗せして負担する。電気小売各社は家庭や企業から支払われる電気料金の中に廃炉費用を含めて徴収するという関係になると考えられる。

4. 外国では廃炉費用は誰が負担しているか

桜井氏はドイツの廃炉会計処理：引当金をつぎのように参考として示された。

参考：ENVW（ドイツの4大電力会社）における「廃炉」会計処理：引当金

・経営認可における公法上の義務や命令に基づく核エネルギー分野における引当金及び、基本的には中間貯蔵施設の費用や施設の停止や解体に取り組む人員の費用を含む契約上の原子力関連の義務に基づく同引当金は、57億2200万ユーロ及び核エネルギー分野における引当金（このために行われた支払いの控除）が計上された。

（回答）ドイツでは、17基あるすべての原子力発電所を2022年までに段階的に停止することを選択した。フィリップスブルク原子力発電所の場合、「廃炉作業の費用は、1基当たり5億ユーロ（550億円）から10億ユーロ（1100億円）必要とする（原発の規模や

稼働期間による）。この金額は、放射性廃棄物処理時に発生する経費を含んでいない。廃炉費用は、原則として原発運営会社が100%負担する。運営会社は、この費用を原発稼働中の引当金に計上している」⁽¹⁰⁾。このようにドイツでは、廃炉費用は原発運営会社が100%負担する。この費用は、原発稼働中の引当金に計上している。また「脱原発を決めたドイツでは、政府が決めた瞬間に大手電力会社が軒並み廃炉費用などを特別損失として計上、赤字に転落した。これに伴い、電力会社が大規模なリストラを迫られ、事業や資産の売却なども行った。一方で電力会社はこの費用が国の政策転換によるものだとし、国に対して損害賠償を求めている」⁽¹¹⁾といわれる。

(2) 蓮見雄氏の質問に対する回答

蓮見雄氏の質問は3点であった。以下、回答していきたい。

(1) 原子力版の固定価格買い取り制度について（回答）原子力発電版の固定価格買い取り制度（FIT = Feed in Tariff）は、再生可能エネルギーを対象としたFITに似ているといわれるが、その内容は大きく異なっている。2014年8月21日の第5回原子力小委員会（資源エネルギー庁）は「競争環境下における原子力事業の在り方」で、2016年4月からの小売り全面自由化や2018年から2020年を目途にした料金規制の在り方を検討する中で、原子力事業の在り方を検討している。廃炉を円滑に進めるために「国は、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者がこうした課題に対応できるように、海外の事例も参考にしつつ」⁽¹²⁾検討をするという。原子力損害賠償支援機構では、原子力発電事業の事故対応の場合、廃

炉、汚染水対応として「国は機構に対して9兆円の交付国債を用意する」⁽¹³⁾としている。また原子力事業者による負担は無限責任としている⁽¹⁴⁾。さらに事業者は財務・会計面に発生する過度なリスクに対応して、「英国におけるCFD（差額決済契約）」の例を掲げている。「マーケット価格を元に算定される市場価格と、廃炉費用や使用済核燃料の処分費用も含めた原子力のコスト回収のための基準価格との差額について、全需要家から回収し、原発事業者に対して補填することにより、一般的に事業者の損益の平準化を目指す制度（逆に、市場価格が基準価格を上回った場合は、原発事業者が支払いを行う）」⁽¹⁵⁾。つまり廃炉等の原子力のコスト回収に必要な電気料金水準としての基準価格(Strike Price)を決め、「基準価格がマーケット価格を基にした市場価格(Reference Price)を上回った場合に、その差額を全需要家から回収し、原発事業者に対して補填する。逆に基準価格が市場価格を下回った場合には、原発事業者が差額を全需要家に支払う。そうすることで、原発事業者の損益を平準化させ、財務・会計面でのリスク軽減を図るもの」⁽¹⁶⁾である。

- (2) 発送電分離による発電会社同士の自由競争と送電会社の送電サービスを第三者へ開放する。ただし、送電ネットワークのメンテナンスや設備更新などが必要であり、これについては、送電の安定性を維持するためにも収益を保証する必要がある、託送料について、たとえば総括原価方式、あるいは最低価格保証が必要ではないか。

なお、日本は総括原価、10電力体制⇒自由化⇒発送電分離の予定ですが、これは大電力会社の独占を存続させるにすぎず、その後には発送電分離しても、独占体の支配は続くと思います。順番として、発送電分離を先行させないと、電力市場における新規参入はでき

ません。

(回答) 託送料金をいくらにするかによって新規参入事業者の損益にも影響することになる。託送料金に含まれる費用には、送配電部門に係る費用や原子力バックエンド費用(既発電分)など託送料金を通じて回収している。「経過措置として、積立制度創設前(2005年10月の創設前一筆者)についてはこれにより利益を受けた全ての需要家から公平に回収するため、送配電関連費用として計上し、15年間かけて一般電気事業者の需要家のみならず、託送制度を通じて新電力の需要家からも回収することとされた」⁽¹⁷⁾

この託送料金は、規制部門において総括原価の中に含めて電気消費者から回収している。発送電分離から自由競争(第三者への送電サービス)においても総括原価方式採用の場合、託送料金(収入)を含める。

また、総括原価、10電力体制⇒自由化⇒発送電分離の順番については発送電分離を先行させ、新規参入者を電力市場に入れ、自由化を進める。発送電分離では電力会社の原子力発電部門を切り離してここに巨額の債務を塩づけにしないような体制をつくることが重要である。

- (3) 日本のエネルギー基本計画における原発比率22%は、廃炉のみならず、新規増設、つまりリプレースを前提としている。これは会計的枠組みとしてどのように処理されるのか、どのように考えれば良いのか。

(回答) 2030年時点の原発比率22%は、廃炉のみならず再稼働、新規増設、リプレースを前提にしているとの認識は同じ。現在、原発再稼働は川内原発など3基が稼働原発であるが、さらに原発の再稼働を前提にしている。原発事業者は、原子力発電設備の廃炉に対して原子力発電施設解体引当金(対象は汚染の除去、解体、廃棄物の処理など)が2012

年末に1兆2310億円⁽¹⁸⁾である。なお、原子力発電施設解体費（解体引当金）は、営業費として料金原価に算入される。この解体費が回収される仕組みとなっている。浜岡原発1、2号機の廃炉の場合、残存簿価を一括費用計上した例があるが、「運転終了後も、資産計上のうえ、減価償却を継続する適切な設備もある」⁽¹⁹⁾としている。つまり、原発の運転終了後も、「廃止措置期間中の安全機能を維持することも念頭に追加や更新のための設備投資」⁽²⁰⁾の場合に、減価償却費を計上し、料金原価に電気料金に算入することによって投下資本を回収できるように会計制度において整備している。このような廃炉の会計処理をすることによって、「電力会社の財務基盤が毀損される」⁽²¹⁾ことなく廃炉を推進していくことができると考えられている。

電源ベストミックスは、1980年代の原発推進のためにベース電源として原子力発電を位置づけ、安全性や経済性の面で優れているといわれた。しかし、今日ではスリーマイル原発事故、チェルノブイリ原発事故そして福島原発事故の発生により原子力発電の安全性や経済性においても多くの問題点が指摘されてきた。政府は福島原発事故処理費を2013年に11兆円と推計していたが2017年2月には21.5兆円になるといい、これを電気料金に上乗せする。ドイツのように再生可能エネルギーの比率を多くしていくことが現実的な対応と考えられる。

おわりに

2015年3月以降、電気事業会計規則は、企業が原子力廃止関連仮勘定を新設し、設備の簿価について経済産業大臣の承認を受けて、新勘定に振り替え、または計上することを可能とし、新勘定を10年間で、定額法で償却することを規定する。このような関連した設備の簿価

は、現行制度のもとでも規制料金の原価に算入して回収する。企業は、新勘定の償却費を小売り規制料金の原価に含めることを可能にする。

海外のドイツでは、原子力発電のバックエンド費用のための資金準備は、電力事業者が貸借対照表で原子核引当金の設定を通じて行う。ドイツの廃炉引当金会計の実務は、国際財務報告基準（IFRS／IAS）に準拠して行われる。ドイツでは、廃炉は、将来経済便益の犠牲を負債とし、その同額を資産に算入する方法がとられる。これは、費用・損失を早期に、拡大計上を可能にする資産・負債アプローチと期待キャッシュフロー・アプローチの理論である。アメリカでは、廃炉に関する会計は、SFAS143に規定されている。原子力発電の取得と廃炉を一取引として考えている。ドイツやアメリカの会計と異なり、日本の会計は、廃炉のために取得した資産の減価償却は、料金原価に含めることにある。

注

- (1) 電気事業法に基づく「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」第28条の2第1項および第2項では「原子力廃止関連仮勘定」、および「10年間均等償却する」ことを規定している。
- (2) 佐藤博明「ドイツにおける廃炉措置会計の制度と実務」『会計』第188巻第2号（2015年8月）、111ページ。
- (3) 佐藤博明、前掲稿、121ページ
- (4) 植田敦紀「原子力発電施設の廃炉に関する会計—資産除去債務の会計を基礎として—」『会計』第185巻第1号、2014年1月、96ページ
- (5) 資源エネルギー庁「廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の課題」2014年11月、11ページ。
- (6) 同上。
- (7)(8) 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ第1回会合議事録、資料3、2013年7月。
- (9) 経済産業省総合資源エネルギー調査会、廃炉に係

- る会計制度検証ワーキンググループ「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」2015年3月, 4ページおよび10ページ。
- (10) <http://webronza.asahi.com/global/articles/2911110100002.html> (2015年5月8日アクセス)
- (11) <http://d.hatena.ne.jp/isoyant/20130605/1370417311> (2015年5月8日アクセス)
- (12) 2014年8月21日の第5回原子力小委員会(資源エネルギー庁)「競争環境下における原子力事業の在り方」3ページ
- (13) 同上書, 3ページ
- (14) 同上書, 5ページ
- (15) 同上書, 22ページ
- (16) <http://toyokeizai.net/articles/-/49348?page=2> (2015年10月5日アクセス)
- (17) 資源エネルギー庁『競争環境下における原子力事業の在り方』2014年8月, 28ページ。
- (18) 資源エネルギー庁, 第1回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ『資料5 原子力発電所の廃止措置を巡る会計制度の課題と論点』2013年6月, 17ページ
- (19)(20)(21) 同上書, 10ページ

Comparative Consideration for Decommissioning Accounting of Nuclear Reactors

Takeshi Tanie (Meijo University)

Abstract

The Fukushima Nuclear Power Station Accidents occurred in March 2011, triggered by the Tohoku Earthquake and Tsunami disaster. After the accidents, all of the Japanese nuclear reactors had been shut down. The four reactors, No. 1, 2, 3 and 4, of Fukushima Daiichi Nuclear Power Site, have been written off and are to be decommissioned. Two other reactors on the same site, No. 5 and 6, are to be decommissioned also. The Hamaoka Nuclear Power Plant, which was closer to more populous regions including Tokyo Metropolitan areas, had its two reactors, No. 1 and 2, closed down for safety in the same year. Hamaoka reactors are also in the process of decommissioning.

Recently the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industries (METI) has established an accounting rule whereby such costs that are involved in the decommissioning works of nuclear plants are to be included in the full costs of electric power generation, thereby finance the costs for decommissioning of nuclear power reactors. In ordinary circumstances, reactor decommissioning costs, which are the so-called “back end” costs, are to be financed through the sales of electricity generated by nuclear reactors themselves, throughout their supposed life span of 40 years. Since March 2015 in Japan, however, electricity supply companies with nuclear reactors have been sanctioned, by virtue of Ordinance on Accounting at Electricity Utilities, to set up a new and separate account related to reactor decommissioning, to which the book values of the reactors are transferred, and the depreciation of the values is to be effected in 10 years on the constant yearly depreciation basis. In ordinary circumstance, again, within the on-going accounting framework, the reactor depreciation has been included in the total cost of power generation, thereby reflected in the regulated power supply prices. Under the new rule, the costs of depreciation, in the new and separate account, is included in the regulated retail prices of electric power.

In Germany, balance sheets of power companies with nuclear reactors have such item as nuclear facility allowances which enables the companies to set aside the backend costs for eventual decommissioning. IFRS/IAS rules are observed in their accounting.

In USA, SFAS143 stipulates the rules regarding reactor decommissioning. Acquisition of nuclear power facilities and their decommissioning are considered as one, simultaneous, transaction. Unlike German or American practice, depreciation of those assets that are acquired for the purpose of reactor decommissioning is included in the costs of power generation and forms a part of retail price of power.

(本英文要約は、本学経済学部教授 鈴木英夫氏に点検して頂きました。紙面をお借りして感謝申し上げます。)